

令和2年(2020年)3月30日

保護者各位

札幌市子ども未来局支援制度担当部

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の  
利用者負担額の取り扱いの一部変更について

日頃より教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症に伴う家庭保育等の御協力についてお願いをしております。利用者負担額の取り扱いについては、令和2年(2020年)3月6日付け「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の利用者負担額の取り扱いについて」にてお知らせしているところです。

これまで、利用者負担額は1か月当たり6日間以上保育所等が休園となった場合及び保育所等に登園しなかった場合について、日割り計算をすることとしておりましたが、このたび、国より、1か月当たり6日間以上とならない場合でも日割り計算の対象となることが示されました。

つきましては、取り扱いを下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。

記

1 札幌市の要請・同意により、以下のとおり、保育所等が休園となった場合及び保育所等に登園しなかった場合について、日割り計算とします。

※ 保育所等が休園となった場合及び保育所等に登園しなかった日が、1か月当たり1日でもあれば日割り計算を行います。

- ①子ども等の感染が発覚し、保育所等の一部又は全部を休園した場合
- ②地域の公衆衛生の観点から、保育所等の一部又は全部を休園した場合
- ③保育所等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、札幌市から登園回避の要請・同意を行い、登園しなかった場合
- ④札幌市の要請・同意により、家庭での保育に協力し、保育所等に登園しなかった場合

【次頁に続く】

2 上記①～④のいずれかに該当した場合については、下記の計算式により利用者負担額を日割り計算し減額します。

〈計算式〉

減額後の利用者負担額

＝ 利用者負担額（月額）×その月の臨時休園等の日<sup>(※)</sup>を除く開所日数÷25  
（10 円未満端数切捨）

※ 札幌市の要請・同意により保育所等に登園しなかった日も含む。

### 3 減額の適用について

このたびの、1か月当たり6日間以上とまらない場合でも日割り計算の対象となるという取り扱いは、3月以降適用することが国から示されているため、2月につきましては従前の取り扱いと変わらず、1か月当たり6日間以上保育所等が休園となった場合及び保育所等に登園しなかった場合について、日割り計算となります。

札幌市からの新型コロナウイルス感染症に伴う家庭保育等の御協力へのお願いにつきましては、令和2年2月27日付け、3月3日付け及び3月11日付けの文書にてご連絡しており、2月は、市の要請により保育所等を利用しなかった日数は6日間以上とはならないことから、2月の利用者負担額の減額の適用はありませんのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

子ども未来局子育て支援部施設運営課保育料係

（電話：011-211-2987）